

「おおさか優良緑化賞」実施要綱

(目的)

第1条 大阪府自然環境保全条例（以下「条例」という。）第39条の規定により、建築物の緑化に関して府内の都市環境の改善や魅力向上のモデルとなる優れた取組みを行った建築主を「おおさか優良緑化賞」（以下「賞」という。）として顕彰することにより、建築主の建築物等への緑化意欲の向上や施設緑化・維持管理技術の普及を行い、もって府民の緑化意識の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 賞は大阪府知事が表彰し、その種類は次のとおりとする。

- 一 大阪府知事賞
特に優れた取組みを行ったもの
- 二 奨励賞
大阪府知事賞に準ずる取組みを行ったもの
- 三 生物多様性賞
大阪府知事賞及び奨励賞のうち、特に生物多様性に配慮した取組みを行ったもの

(対象)

第3条 表彰の対象は、顕彰実施年度の初日の5年前の日から顕彰実施前年度の3月31日まで（過去5年度内）に緑化が完了した施設で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 条例第34条第1項及び第2項に基づく届出のあった施設
- 二 条例第35条第3号で定める施設（敷地面積1,000㎡未満の施設は除く。）
- 三 条例第38条に該当する市町村については、当該市町村の緑化に関する条例に基づく届出等を行った施設で、その条例の基準を満たすもの（敷地面積1,000㎡未満の施設は除く。）

(応募)

第4条 本賞に応募しようとする建築主は、大阪府知事あての申請書（様式第1号）を、府が指定する期日までに施設の所在する市町村へ提出しなければならない。

2 前項の申請書を受理した市町村は、その内容を確認のうえ、大阪府へ提出するものとする。

(選考の基準)

第5条 賞の選考基準は、次の各号のとおりとする。

- 一 義務緑化面積の概ね二割を超える緑地が確保され、視覚効果の高い緑化が行われているもの
- 二 周辺環境との調和や敷地外部への貢献など、公益性の高い緑化が行われているもの
- 三 スペースの利用、配置やデザインに工夫された緑化が行われているもの
- 四 新技術の導入や技術面の工夫がされた緑化が行われているもの
- 五 適切に維持管理されているもの
- 六 生物多様性に配慮した緑化が行われているもの

(受賞者の決定)

第6条 受賞者は、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会による選考を経て、大阪府知事が決定する。なお、次の各号に該当するものは、選考から除くものとする。

- 一 建築主が辞退したもの
- 二 その他、大阪府が本賞にふさわしくないと判断したもの

(賞の授与及び公表)

第7条 大阪府知事は、受賞者に賞状を授与するとともに、受賞について広く公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

この要綱は、平成25年7月10日から施行する。

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

大阪府知事 様

「おおさか優良緑化賞」申請書

住 所

氏 名

〔※団体の場合、団体名・代表者名〕

私は、大阪府自然環境保全条例第 39 条に規定する顕彰制度（おおさか優良緑化賞）に、下記資料を添えて申請します。

記

- ・応募用紙
- ・緑化完了書一式
- ・現地写真
- ・その他参考資料